

## 国道8号災害通行止に伴い

### 北陸自動車道・上信越自動車道を代替路（通行無料）として活用

令和6年1月1日に発生した石川県能登地方の地震により国道8号が通行止め（別添1参照）となったことから、国道8号が災害通行止解除となるまでの間、並行する北陸自動車道及び上信越自動車道の以下の区間を国道8号の代替路（通行無料）として活用します。その迂回路は、別添2のとおりです。

- ・北陸自動車道 能生 I C ⇔ 北陸自動車道 上越 I C
- ・北陸自動車道 能生 I C ⇔ 上信越自動車道 上越高田 I C
- ・北陸自動車道 名立谷浜 I C ⇔ 北陸自動車道 上越 I C
- ・北陸自動車道 名立谷浜 I C ⇔ 上信越自動車道 上越高田 I C

#### ① 実施期間

令和6年1月2日（火）6：30から国道8号の災害通行止解除まで

#### ② 対象となるご利用区間

- ・北陸自動車道 能生 I C ⇔ 北陸自動車道 上越 I C
- ・北陸自動車道 能生 I C ⇔ 上信越自動車道 上越高田 I C
- ・北陸自動車道 名立谷浜 I C ⇔ 北陸自動車道 上越 I C
- ・北陸自動車道 名立谷浜 I C ⇔ 上信越自動車道 上越高田 I C

※上記以外の区間は対象外となります。また、上記区間を越えて通行する車両は、全走行区間分の通行料金をいただきます。

#### ③ 対象車種 全車種

#### ④ 通行方法

一般レーン、ETCレーンのいずれを走行しても代替路（通行無料）の対象となります。

※ご注意 ETCをご利用の場合、料金表示器及び利用照会サービスなどにご利用履歴が表示されますが、通行料金の請求はいたしません。

125cc以下の車両については、通行できません。

※最新の道路通行止情報は、以下のHPでご確認ください。

<http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/RoadInfo/index.htm>

#### 【国道に関する問合せ先】

【問合せ先】 国土交通省 北陸地方整備局 電話（代表）025-280-8880  
道路部 道路管理課長 磯野 信樹（内線 4411）

#### 【高速道路に関する問合せ先】

【問合せ先】 NEXCO東日本お客さまセンター（24時間365日オペレーターが対応いたします。）  
電話 0570-024-024 または 03-5308-2424

4時30分現在

## 北陸地方整備局管内における 道路の通行止め状況をお知らせします(第2報)

石川県能登地方において最大震度7の地震が発生し、この地震の影響により、北陸地方整備局管内の道路において、通行止め等を行っている箇所・区間について、1月2日4:30現在の状況をお知らせします。

<記者発表先> 新潟県政記者クラブ、新潟県政記者クラブ、新潟県内専門紙、  
富山県政記者クラブ、富山県内専門紙、  
石川県政記者クラブ、石川県内専門紙

北陸地方整備局  
ホームページ

URL:<https://www.hrr.mlit.go.jp/>



X  
(旧Twitter)



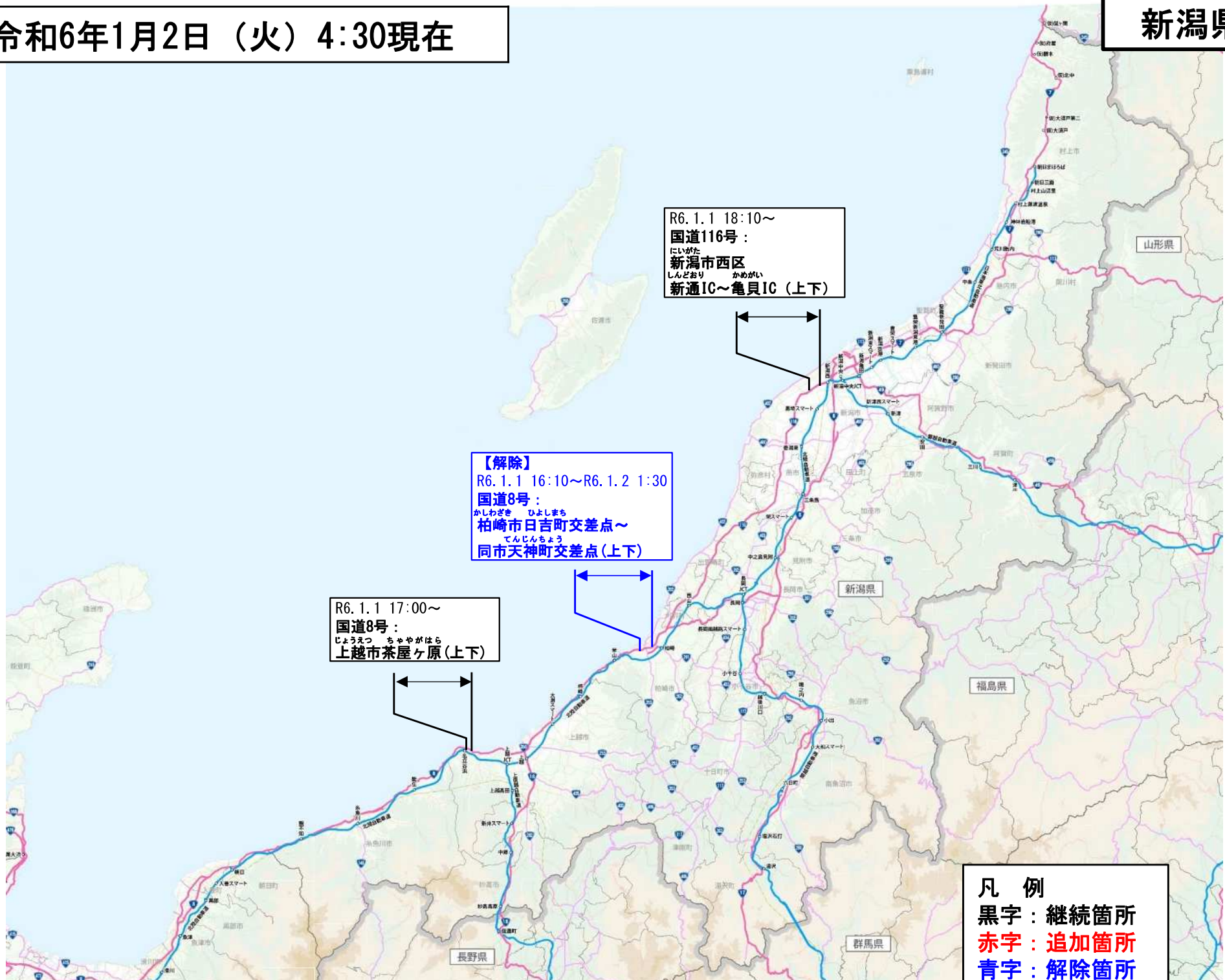
お問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局 道路部  
道路管理課 課長 いその のぶき 磯野 信樹 (内線 4 4 1 1)

みさきちょう  
新潟市中央区美咲町1-1-1  
電話 025-280-8880(代表)

令和6年1月2日（火）4:30現在

新潟県



R6. 1. 1 18:10~  
国道116号：  
にいがた  
新潟市西区  
しんどおり かめがい  
新通IC~亀貝IC（上下）

【解除】  
R6. 1. 1 16:10~R6. 1. 2 1:30  
国道8号：  
かしわざき ひよしまち  
柏崎市日吉町交差点~  
てんじんちよう  
同市天神町交差点（上下）

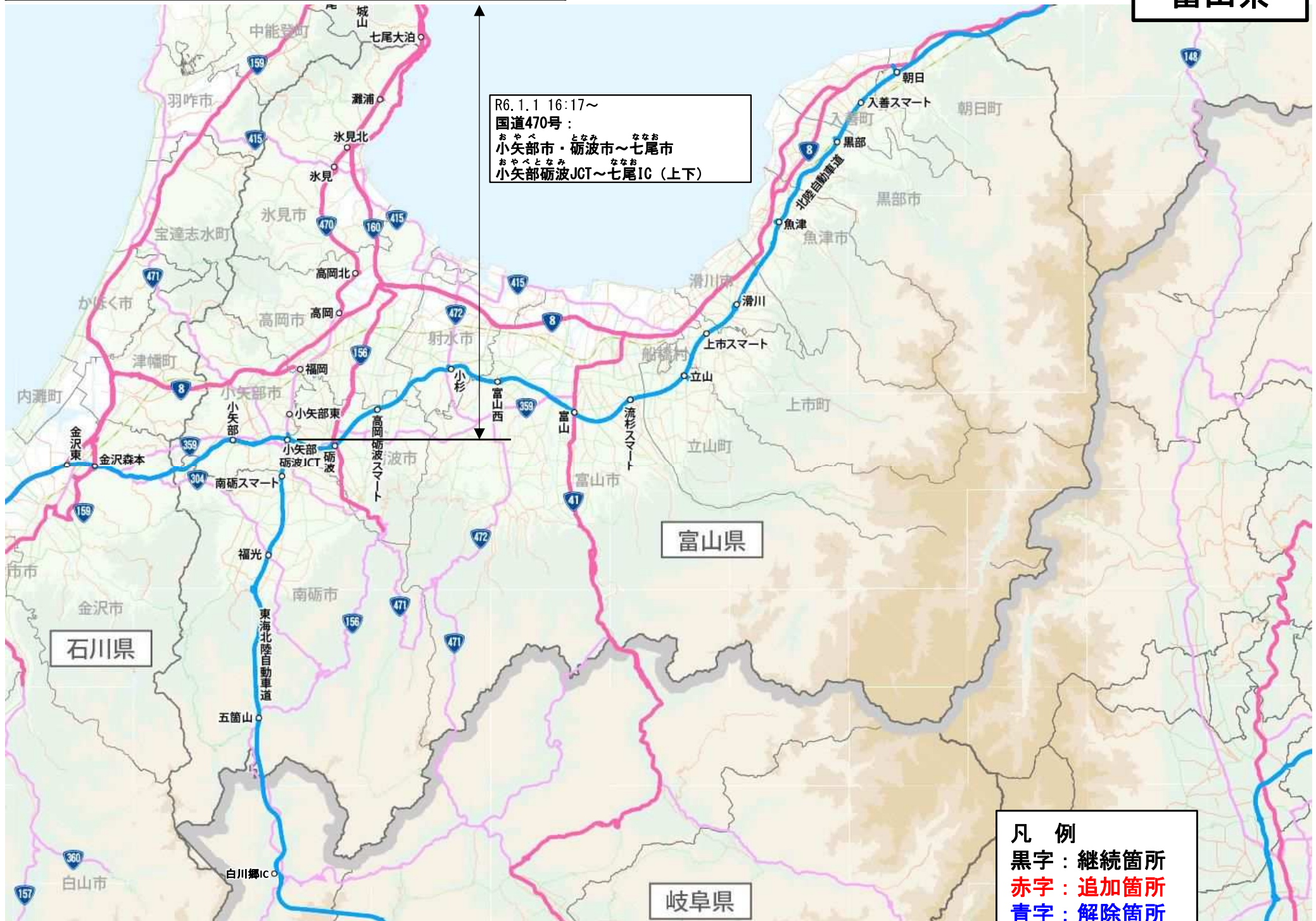
R6. 1. 1 17:00~  
国道8号：  
じようえつ ちやがはら  
上越市茶屋ヶ原（上下）

凡 例  
黒字：継続箇所  
赤字：追加箇所  
青字：解除箇所

令和6年1月2日 (火) 4:30現在

富山県

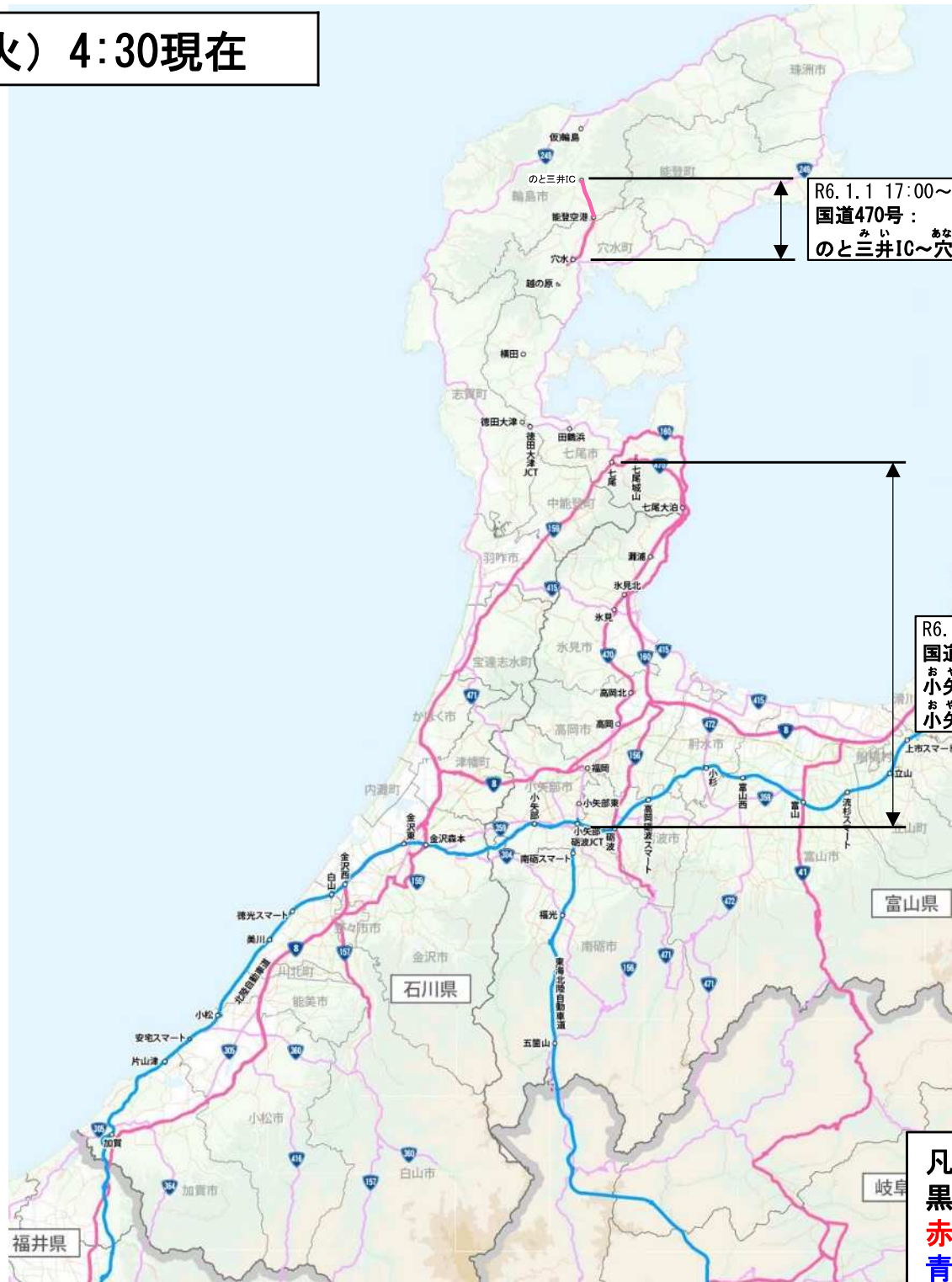
R6.1.1 16:17~  
国道470号：  
おやべ となみ ななお  
小矢部市・砺波市～七尾市  
おやべとなみ ななお  
小矢部砺波JCT～七尾IC (上下)



凡例  
黒字：継続箇所  
赤字：追加箇所  
青字：解除箇所

令和6年1月2日（火）4:30現在

石川県

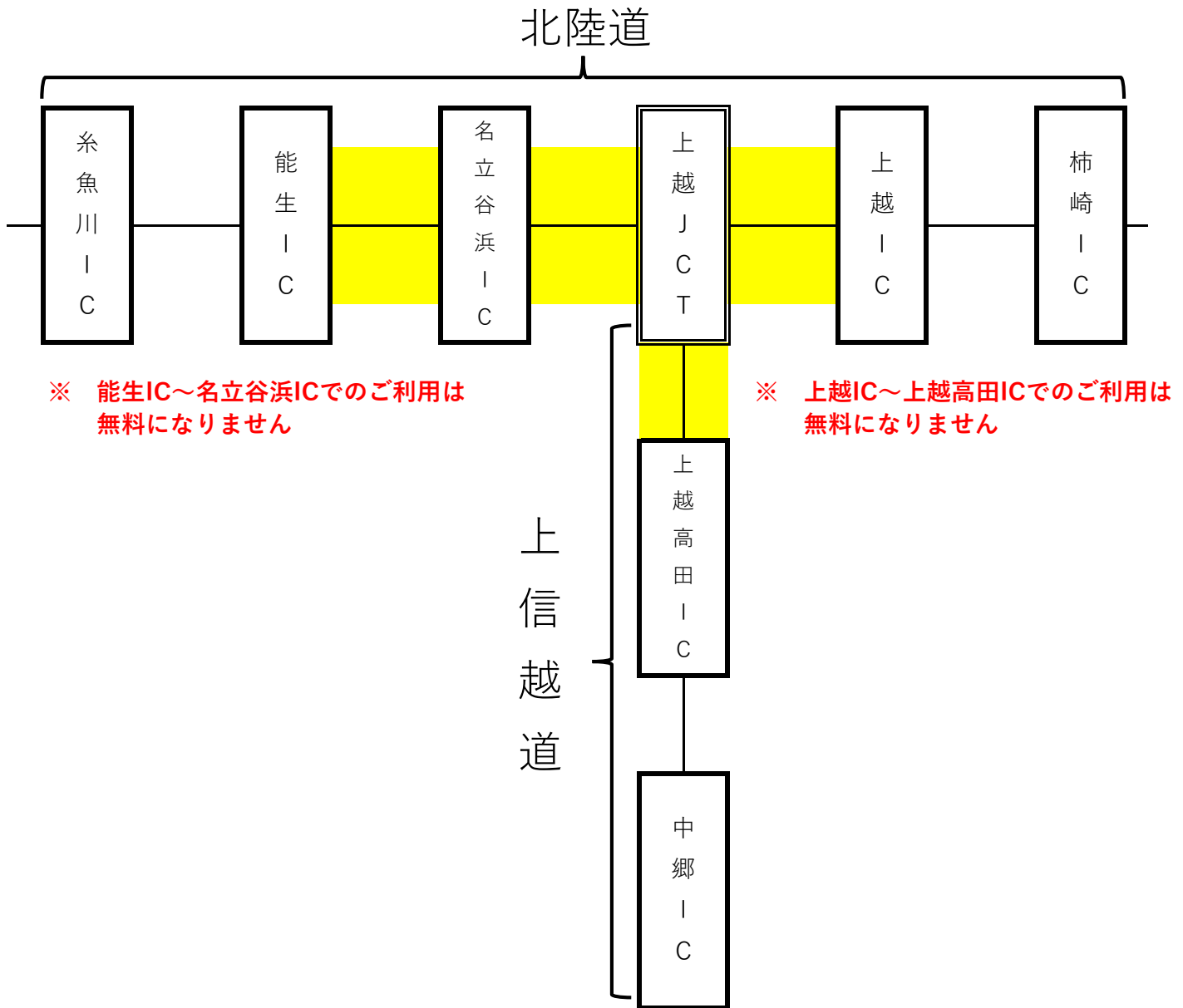


R6.1.1 17:00~  
国道470号：  
のと三井IC~穴水IC

R6.1.1 16:17~  
国道470号：  
小矢部市・砺波市~七尾市  
小矢部砺波JCT~七尾IC（上下）

凡 例  
黒字：継続箇所  
赤字：追加箇所  
青字：解除箇所

【別添2】



【対象となるご利用区間（通行無料）】

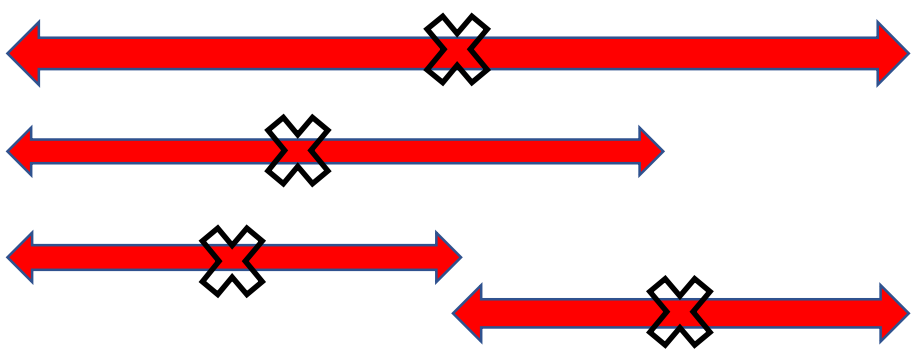
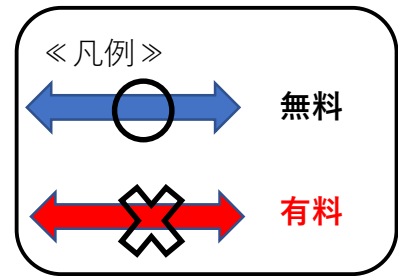
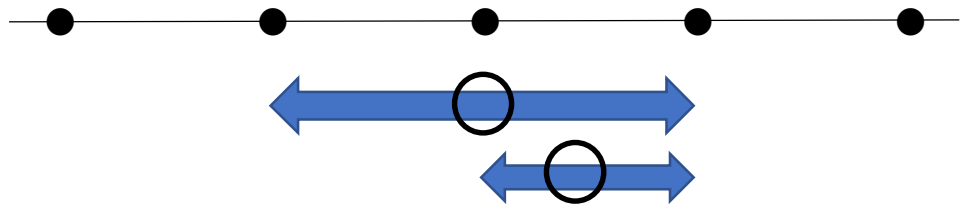
北陸自動車道の**上越IC**又は上信越自動車道の**上越高田IC**を「入口」又は「出口」とし、その走行の「出口」又は「入口」が北陸自動車道の**能生IC**又は**名立谷浜IC**となる以下のご利用のみ通行が無料となります。

- ・ 能生IC～上越IC
- ・ 能生IC～上越高田IC
- ・ 名立谷浜IC～上越IC
- ・ 名立谷浜IC～上越高田IC

※ 上記の区間を超えて通行する車両は、代替路（通行無料）の対象とはなりません。上記の区間も含め通常の料金をいただきます。

例）北陸道 柿崎IC～能生ICまでご利用した場合、上越IC～能生ICの走行は無料とはならず、全区間有料となります。

糸魚川IC 能生 名立谷浜IC 上越IC 柿崎IC



糸魚川IC 能生 名立谷浜IC 上越高田IC 中郷IC

